



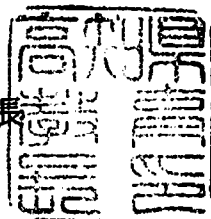
教育長	次長	課長	係長

各市町村（学校組合）教育長 様



12教職第90号
平成12年5月12日

高知県教育長



期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）の一部改正について（通知）

平成11年6月24日付け11教職第174号で通知をしたうえのことについて、（参考）休職者等及び休職期間等の取扱いを別紙のとおり改めますので、貴管内の学校へも周知をお願いいたします。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

職員の育児休業等に関する条例改正関係

基準日に育児休業中である教職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある場合には、期末手当及び勤勉手当を支給すること。（H12.1.1適用）

育児休業教職員との権衡上、看護欠勤職員についても育児休業教職員と同様の取扱いとすること。（H12.4.1適用）

(参考) 休職者等及び休職期間等の取扱い

	基準日において休職者等である場合の取扱い(支給の有無等)	基準日において休職者等でない場合、及び左の期末手当の欄の2に該当する場合の休職期間等の取扱い(期間率への反映)
期 末 手 当	1 基準日において、次に該当する者は不支給 ・ 無給休職者 ・ 刑事休職者 ・ 停職者 ・ 専従休職者 ・ (外国派遣条例による) 無給派遣職員 2 基準日において、次に該当する者は支給 この場合、手当額は本通知の2により算定した額に、原則として各々次の割合を乗じた額となる。(条例第27条) ・ 有給病気休職者(公務傷病等によるもの) : 100/100 ・ 有給病気休職者(上記以外) : 80/100 ・ 研究休職者 : 70/100 ・ (災害による) 所在不明休職者(公務災害等によるもの) : 100/100 ・ (災害による) 所在不明休職者(上記以外) : 70/100 なお、有給派遣職員は、全額支給される。 ・ 育児休業職員(勤務した期間がある場合) : 100/100 ・ 看護欠勤職員(勤務した期間がある場合) : 100/100	在職期間から次の期間が除算される。 <全期間が除算されるもの> ・ 停職期間 ・ 専従休職期間 <1/2の期間が除算されるもの> ・ 病気休職期間(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職期間 ・ 研究休職期間 ・ (災害による) 所在不明休職期間 ・ 育児休業期間 ・ 看護欠勤期間
勤 勉 手 当	1 基準日において、次に該当する者は不支給 ・ 病気休職者(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職者 ・ 研究休職者 ・ (災害による) 所在不明休職者 ・ 停職者 ・ 専従休職者 ・ (外国派遣条例による) 派遣職員	勤務期間から次の期間が除算される。 <全期間が除算されるもの> ・ 病気休職期間(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職期間 ・ 研究休職期間 ・ (災害による) 所在不明休職期間 ・ 停職期間 ・ 専従休職期間 ・ 育児休業期間 ・ 看護欠勤期間 ・ 給与を減額された期間(8時間未満を除く。) ・ 週休日等を除いた介護休暇が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ 部分休業が90日を超える場合の勤務しなかった期間